

「会計参与の行動指針」の改正について

2024年2月7日

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">会計参与の行動指針</p> <p style="text-align: right;">2006年4月25日 改正 2007年5月25日 改正 2008年7月9日 改正 2009年8月10日 改正 2010年7月7日 改正 2011年10月14日 改正 2014年3月24日 改正 2016年2月29日 改正 2017年3月24日 改正 2019年4月25日 改正 2021年8月3日 <u>最終改正 2024年2月7日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p> <p style="text-align: center;">目 次 (省 略)</p> <p>会計参与の行動指針 (省 略)</p> <p>6. その他 公認会計士(監査法人を含む。)は、日本公認会計士協会の倫理規則を遵守しなければならず、<u>会計参与に就任している公認会計士(監査法人を含む。)が違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応については、倫理規則セクション260の規定が適用となる。また、倫理規則セクション260では、上級の職にある組織所属の会員はそれ以外の会員と比べてより一層の対応が求められており、会計参与は上級の職に該当することに留意する(倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイダンス)」Q260-2-1~Q260-2-3)。</u></p>	<p style="text-align: center;">会計参与の行動指針</p> <p style="text-align: right;">2006年4月25日 改正 2007年5月25日 改正 2008年7月9日 改正 2009年8月10日 改正 2010年7月7日 改正 2011年10月14日 改正 2014年3月24日 改正 2016年2月29日 改正 2017年3月24日 改正 2019年4月25日 <u>最終改正 2021年8月3日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p> <p style="text-align: center;">目 次 (省 略)</p> <p>会計参与の行動指針 (省 略)</p> <p>6. その他 公認会計士(監査法人を含む。)<u>については、日本公認会計士協会の倫理規則第19条の2において、「依頼人に対する専門業務の実施において、違法行為又はその疑いに気付いた場合には、別に定める「違法行為への対応に関する指針」に従って、職業的専門家として対応しなければならない。」とされている。「違法行為への対応に関する指針」には、「会計事務所等所属の会員」向けの規定と「企業等所属の会員」向けの規定があるが、会計参与については、「企業等所属の会員」に対する規定(第2部第1章総則及び第2章上級職の規定)が適用となることに留意する(「「倫理規則」、「違法行為への対応に関する指針」及び「職業倫理に関する解釈指針」の改正に関する公開草案に対するコメントの概要及び対応について」(2019年3月19日))。</u></p>

改正案					現行								
<p>税理士（税理士法人を含む。）については、会計参与が不正経理に協力した場合はもちろん、不注意で不正を見逃して善管注意義務に違反したものと判定された場合にも、税理士法上の信用失墜行為として行政処分の対象となり得ることに留意する（税理士法第37条）。</p> <p>（省略）</p> <p>参考</p> <p>（省略）</p> <p>2. 会計参与契約書</p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: center;">会計参与約款</p> <p>（省略）</p> <p>第3条（会計参与の行動指針）</p> <p>会計参与は、その職務を担うに当たって「会計参与の行動指針」（最終改正 2024年2月7日 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会）に拠る。</p> <p>2. 会計参与の職務は、会社の業務内容等を質問し、取締役及び支配人その他の使用人（以下「取締役等」という。）が作成した基礎資料を閲覧し、会計帳簿残高と計算関係書類の勘定科目残高との整合性を確かめながら、共同して計算関係書類を作成することであり、取締役が提供する会計資料に基づき、その信頼の上に行われる。</p> <p>（省略）</p> <p>5. 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表</p> <p>(1) 処理方法（Yes、No、該当なしの欄にチェックマーク（✓）を書き込んで使用する。）</p>					<p>税理士（税理士法人を含む。）については、会計参与が不正経理に協力した場合はもちろん、不注意で不正を見逃して善管注意義務に違反したものと判定された場合にも、税理士法上の信用失墜行為として行政処分の対象となり得ることに留意する（税理士法第37条）。</p> <p>（省略）</p> <p>参考</p> <p>（省略）</p> <p>2. 会計参与契約書</p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: center;">会計参与約款</p> <p>（省略）</p> <p>第3条（会計参与の行動指針）</p> <p>会計参与は、その職務を担うに当たって「会計参与の行動指針」（最終改正 2021年8月3日 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会）に拠る。</p> <p>2. 会計参与の職務は、会社の業務内容等を質問し、取締役及び支配人その他の使用人（以下「取締役等」という。）が作成した基礎資料を閲覧し、会計帳簿残高と計算関係書類の勘定科目残高との整合性を確かめながら、共同して計算関係書類を作成することであり、取締役が提供する会計資料に基づき、その信頼の上に行われる。</p> <p>（省略）</p> <p>5. 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表</p> <p>(1) 処理方法（Yes、No、該当なしの欄にチェックマーク（✓）を書き込んで使用する。）</p>								
番号	項目	中小企業の会計に関する指針の主な内容	回答欄			摘要	番号	項目	中小企業の会計に関する指針の主な内容	回答欄			摘要
			Yes	No	該当なし					Yes	No	該当なし	
		（省略）						（省略） （新設）					
1-5	（関係会社に対する金銭債権）	関係会社に対する金銭債権は、次のいずれかの方法により表示しているか。 <u>1 その金銭債権が属する項目ごとに、他の金銭債権と区分して表示する。</u> <u>2 その金銭債権が属する項目ごとに、又は2以上の項目について一括して、注記する。</u>											
1-6	（デリバティブの貸借対照表価額）	デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理しているか。					1-5	（デリバティブの貸借対照表価額）	デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理しているか。				
1-7	（ヘッジ取引）	ヘッジ目的のデリバティブ取引について、評価差額を繰延ヘッジ損益として処理している場合、ヘッジ対象資産に係る損失発生時のヘッジとして有効（ヘッジ会計の要件を満たす）か。					1-6	（ヘッジ取引）	ヘッジ目的のデリバティブ取引について、評価差額を繰延ヘッジ損益として処理している場合、ヘッジ対象資産に係る損失発生時のヘッジとして有効（ヘッジ会計の要件を満たす）か。				
2-4	（貸倒引当金の注記）	貸倒引当金について、対象となった項目から直接控除している場合には、貸倒引当金の金額を注記しているか。						（省略） （新設）					
		（省略）						（省略）					

改正案				現 行			
7-4	(減価償却累計額の注記)	減価償却累計額について、有形固定資産の各項目から直接控除している場合には、減価償却累計額を注記しているか。					(新 設)
7-5	(圧縮記帳)	<p>固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、国庫補助金や保険金等を損益計算上、収益として計上し、その他利益剰余金の区分において圧縮額から繰延税金負債を控除した純額を圧縮積立金として計上しているか。</p> <p>減価償却資産については、その耐用年数にわたり、減価償却に対応して、また、非減価償却資産については、譲渡時に圧縮積立金を取崩しているか。</p> <p>なお、次に掲げる資産は固定資産の取得価額から直接減額する方式による圧縮記帳をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国庫補助金、工事負担金等により取得した資産 2 交換により取得した資産 3 収用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した資産 					<p>7-4 (圧縮記帳)</p> <p>固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、国庫補助金や保険金等を損益計算上、収益として計上し、その他利益剰余金の区分において圧縮額から繰延税金負債を控除した純額を圧縮積立金として計上しているか。</p> <p>減価償却資産については、その耐用年数にわたり、減価償却に対応して、また、非減価償却資産については、譲渡時に圧縮積立金を取崩しているか。</p> <p>なお、次に掲げる資産は固定資産の取得価額から直接減額する方式による圧縮記帳をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国庫補助金、工事負担金等により取得した資産 2 交換により取得した資産 3 収用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した資産
7-6	(固定資産の減損)	<p>固定資産について予測することができない減損が生じたとき又は減損損失を認識すべきときは、相当の減額を行っているか。</p> <p>減損損失の認識及びその額の算定に当たっては、固定資産としての機能を有していても次の1、2のいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落している場合には、減損処理をしているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 将来使用の見込みが客観的にないこと(資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、将来使用の見込みがないことと判断される。) 2 固定資産の用途を転用したが採算が見込めないこと 					<p>7-5 (固定資産の減損)</p> <p>固定資産について予測することができない減損が生じたとき又は減損損失を認識すべきときは、相当の減額を行っているか。</p> <p>減損損失の認識及びその額の算定に当たっては、固定資産としての機能を有していても次の1、2のいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落している場合には、減損処理をしているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 将来使用の見込みが客観的にないこと(資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、将来使用の見込みがないことと判断される。) 2 固定資産の用途を転用したが採算が見込めないこと
7-7	(ソフトウェアの償却)	<p>社内利用のソフトウェア(その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合)や市場販売目的のソフトウェアの制作費(研究開発費に該当する部分を除く。)は無形固定資産に計上し、合理的な方法で償却しているか。</p> <p>ただし、法人税法の定める償却方法を採用することができる。</p>					<p>7-6 (ソフトウェアの償却)</p> <p>社内利用のソフトウェア(その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合)や市場販売目的のソフトウェアの制作費(研究開発費に該当する部分を除く。)は無形固定資産に計上し、合理的な方法で償却しているか。</p> <p>ただし、法人税法の定める償却方法を採用することができる。</p>
7-8	(販売・使用見込みのないソフトウェア)	<p>販売、使用見込みがなくなったものは、未償却残高を一時に費用処理しているか。</p>					<p>7-7 (販売・使用見込みのないソフトウェア)</p> <p>販売、使用見込みがなくなったものは、未償却残高を一時に費用処理しているか。</p>
7-9	(ゴルフ会員権の減損)	<p>ゴルフ会員権について、重要性が高い場合で次のいずれかに該当する場合は減損処理をしているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 時価があるものについて、時価が著しく下落 2 時価のないものについて、発行会社の財政状態が著しく悪化 					<p>7-8 (ゴルフ会員権の減損)</p> <p>ゴルフ会員権について、重要性が高い場合で次のいずれかに該当する場合は減損処理をしているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 時価があるものについて、時価が著しく下落 2 時価のないものについて、発行会社の財政状態が著しく悪化
7-10	(預託保証金方式によるゴルフ会員権の減損)	<p>時価が預託保証金の額を下回る場合には当該部分を債権の評価勘定として貸倒引当金を設定しているか。</p> <p>ただし、預託保証金の回収が困難な場合には、貸倒引当金を設定せずにゴルフ会員権から直接控除することができる。</p>					<p>7-9 (預託保証金方式によるゴルフ会員権の減損)</p> <p>時価が預託保証金の額を下回る場合には当該部分を債権の評価勘定として貸倒引当金を設定しているか。</p> <p>ただし、預託保証金の回収が困難な場合には、貸倒引当金を設定せずにゴルフ会員権から直接控除することができる。</p>
7-11	(敷金)	<p>敷金は、取得原価で計上しているか。</p> <p>このうち、建物等の賃貸借契約において返還されないことが明示されている部分の金額については、税法固有の繰延資産に該当し、賃貸借期間にわたって償却しているか。</p> <p>また、返還されないことが明示されていない部分の金額については、原状回復義務履行に伴い回収が見込まれない金額を合理的に見積ることができるか。</p>					<p>7-10 (敷金)</p> <p>敷金は、取得原価で計上しているか。</p> <p>このうち、建物等の賃貸借契約において返還されないことが明示されている部分の金額については、税法固有の繰延資産に該当し、賃貸借期間にわたって償却しているか。</p> <p>また、返還されないことが明示されていない部分の金額については、原状回復義務履行に伴い回収が見込まれない金額を合理的に見積ることができるか。</p>

改正案					現行											
		る場合は、当該金額を減額し、費用に計上しているか。							る場合は、当該金額を減額し、費用に計上しているか。							
		(省 略)							(省 略)							
9-3	(関係会社に対する金銭債務)	<p>関係会社に対する金銭債務は、次のいずれかの方法により表示しているか。</p> <p>1 その金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債務と区分して表示する。</p> <p>2 その金銭債務が属する項目ごとに、又は2以上の項目について一括して、注記する。</p>							(新 設)							
		(省 略)							(省 略)							
(2) 計算書類に関する表示					(2) 計算書類に関する表示											
(注1)「収益認識に関する会計基準」を適用していない会社を前提としており、当該会計基準を適用している場合には会社計算規則上別途規定があることに留意する。					(注)「収益認識に関する会計基準」を適用していない会社を前提としており、当該会計基準を適用している場合には会社計算規則上別途規定があることに留意する。											
(注2)略称は以下のとおりとする。																
規：会社計算規則			指針：中小企業の会計に関する指針													
		(省 略)							(省 略)							
21-7	(変動事由の記載)	<p>資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は、それぞれ当期首残高(遡及適用、誤謬の訂正又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定をした場合にあっては、当期首残高及びこれに対する影響額)、当期変動額及び当期末残高を記載し、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしているか。</p> <p>変動事由には、当期純利益(又は当期純損失)を記載しているか。</p> <p>評価・換算差額等、新株予約権に係る項目は、それぞれ当期首残高(遡及適用、誤謬の訂正又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定をした場合にあっては、当期首残高及びこれに対する影響額)、当期変動額及び当期末残高を明らかにしているか。</p> <p>当期変動額については、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることができる。</p>	規 96						21-7	(変動事由の記載)	<p>資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は、それぞれ当期首残高、当期変動額及び当期末残高を記載し、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしているか。</p> <p>変動事由には、当期純利益(又は当期純損失)を記載しているか。</p> <p>評価・換算差額等、新株予約権に係る項目は、それぞれ当期首残高、当期変動額及び当期末残高を明らかにしているか。</p> <p>当期変動額については、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることができる。</p>	規 96				
		(省 略)							(省 略)							
22-3	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)	<p>会計方針に関する次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。</p> <p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>3 引当金の計上基準</p> <p>4 収益及び費用の計上基準</p> <p>5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項(例えば、「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合はその旨)</p> <p>収益の計上基準の注記には、以下の事項を含めているか。</p> <p>・当該会社の主要な事業における製品やサービス等の内容、それらに関する収益の計上時点</p>	規 101					22-3	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)	<p>会計方針に関する次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。</p> <p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>3 引当金の計上基準</p> <p>4 収益及び費用の計上基準</p> <p>5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項(例えば、「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合はその旨)</p>	規 101					
		(省 略)							(省 略)							
22-4	(会計方針の変更に関する注記)	<p>会計方針の変更に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。ただし、会計監査人設置会社以外の会社にあつては、4の及びに掲げる事項を省略すること</p>	規 102の2						22-4	(会計方針の変更に関する注記)	<p>会計方針の変更に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。</p> <p>1 会計方針の変更の内容</p>	規 102の2				

改正案					現 行					
22-8	(「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合の注記)	<p><u>ができる。</u></p> <p>1 会計方針の変更の内容</p> <p>2 会計方針の変更の理由</p> <p>3 遡及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額</p> <p>4 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、<u>次に掲げる事項(当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、に掲げる事項を除く。)</u></p> <p>— 計算書類の主な項目に対する影響額</p> <p>— <u>当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期</u></p> <p>— <u>当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項</u></p> <p>(省 略)</p> <p>「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合はその旨を注記しているか。</p>	指針 84							
以 上					以 上					

以 上